

令和3年度島根県地域集積協力金交付事業の推進方針

令和3年6月23日
島根県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2-1の第10の4に基づく推進方針を以下のとおり定める。

1 重点的に推進する地域

本県では、大宗の地域が中山間地域であることから、中山間地域に重点を置いて農地集積・集約化の契機となる集落営農の組織化・法人化の気運が高まった地域、ほ場整備実施地区及び見込地区、地域の核となる新規就農者や認定農業者へ農地の集積・集約化を進める地域を中心に地域集積協力金を活用する。

2 推進方法

重点的に推進する地域においては、人・農地プランの実質化を行った地域で集積・集約化を推進し、地域集積協力金の活用につなげる。

また、担い手不在地域においても、中山間地域等直接支払交付金の協定がある地域は底上げを行って集落営農の組織化につなげることにより、将来的な地域集積協力金の活用を目指す。

3 推進体制

行政、農業委員会系統、JA系統、土地改良区、県公社（農地バンク）が連携し、人・農地プランの実質化に向けた取組と併せて農地バンク事業を活用した農地集積・集約化を推進することにより、地域集積協力金の活用につなげる。

